

韓国知的財産権関連 年次レポート・ダイジェスト

本レポートは次の4部から構成される。

- I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報
- II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説
- III. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務
- IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

ここでは、韓国における[出願]、[登録]、[審判]、[審査処理期間]、[商標異議申立]、[無効審判]の各項目別に関連統計をまとめた。

特に [出願]、[登録] については、韓国総出願/登録件数、韓国企業・公共部門・大学の権利別出願/登録件数、韓国及び日本の特許・商標・意匠出願上位企業リスト、日本国籍企業による韓国への出願/登録件数等の多様な内容を網羅した。

各統計における特徴や傾向等についてもコメントしているので合わせてご参考いただきたい。

II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説

ここでは次の3つの判例を紹介している。

1. 履物形状に関する立体商標に対し識別力が認められず拒絶された事例
2. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォーム/リメイクすることは、商標権侵害に該当すると判断した事例
3. 他人の意匠を模倣したことに対し、侵害認定、使用禁止及び損害賠償が認められた事例

1. は有名商標(BIRKENSTOCK)であるにもかかわらず、その履物形状の識別力が認められずに登録が拒絶された事例、2. はルイ・ヴィトンのような有名かばんなどを専門的にリフォームしてきた業者に対し商標権侵害を認めた事例、3. は契約の終了後にも一方の契約当事者の製品を継続的に販売していた行為に対し、意匠権侵害が認められた事例であり、韓国における権利化及びその保護に参考となる事例をまとめた。

III. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務

特に商標実務と関連して重要な意味をもつ最近の改正内容を中心に、次の6つの項目についてまとめた。昨年度にも報告した韓国特許庁における審査処理期間の遅延は依然として改善されておらず、早急な解決が求められている。また、最近オンラインを中心として増え始めている模倣品販売等による商標権侵害に対しても、特許庁はその対応に力を入れている。

1. 韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延
2. 商標異議申立期間の短縮 2ヶ月から30日へ
3. 懲罰的損害賠償額の限度を上方修正
4. 商標共存同意制度施行
5. デザイン保護法：真正創作者記載のための創作者訂正制度改善
6. 関税庁、2023年上半期オンライン流通を目的として不正に輸入された物品200万点を摘発

IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

ここでは次の3つの内容を取り上げた。

1. ゼリーの形状を立体商標として登録を受け、権利を保護した事例
2. 日本A社の蚊除け剤模倣品による商標権侵害事件
3. AI(人工知能)は発明者として認められるか

1.と2.は日本中小企業が韓国で事業を展開しようとする際、最も留意すべき点(＝権利確保の重要性)、および実際に侵害事件が起きた場合に、具体的にどのような措置が可能かについて参考となる事例を紹介した。

3.は上記とは別に、最近AIの知財への活用と関連して、非常に話題となった‘AIは発明者として認められるか’について、専門家や一般人を対象に韓国で行われたアンケート調査の内容を紹介した。

韓国における知財業務と関連して参考にしてほしい。

※ 尚、韓国では“意匠”という言葉の代わりに“デザイン”が使われており、デザイン権、デザイン出願、デザイン保護法等の表現が一般的に定着しているが、本レポート本文においては日本の実務に合わせて“意匠”で統一した。

韓国知的財産権関連 年次レポート(目次)

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報	1
1. 出願統計	1
1) 韓国総出願統計	1
2) 韓国企業、公共部門、大学の権利別出願 (2024年)	2
3) 特許・商標・意匠出願上位韓国企業の現況 (2024年)	3
4) 日本国籍企業の韓国出願統計	4
5) 特許・商標・意匠出願上位日本国籍企業の現況 (2024年)	5
2. 登録統計	6
1) 韓国総登録統計	6
2) 日本国籍企業の韓国登録統計	7
3. 審判統計	8
1) 韓国総審判統計	8
2) 日本国籍企業の韓国審判統計	9
4. 審査処理期間	10
5. 商標の異議申立統計	11
6. 年度別商標無効審判請求現況	12
II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説	13
1. 履物形状に関する立体商標に対し識別力が認められず拒絶された事例	13
2. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォーム/リメイクすることは、 商標権侵害に該当すると判断した事例	15
3. 他人の意匠を模倣したことに対し、侵害認定、使用禁止及び損害賠償が 認められた事例	17

Ⅲ. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務	19
1. 韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延	19
2. 商標異議申立期間の短縮 2ヶ月から30日へ	19
3. 懲罰的損害賠償額の限度を上方修正	20
4. 商標共存同意制度施行	21
5. デザイン保護法：真正創作者記載のための創作者訂正制度改善	21
6. 関税庁、2023年上半期オンライン流通を目的として不正に輸入された物品 200万点を摘発	21
Ⅳ. 日本中小企業に有益な知財権関連情報	23
1. ゼリーの形状を立体商標として登録を受け、権利を保護した事例	23
2. 日本A社の蚊除け剤模倣品による商標権侵害事件	24
3. AI(人工知能)は発明者として認められるか	25

韓国知的財産権関連 年次レポート

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

直近5年間(2024年基準)の韓国における知的財産権に関する統計情報は以下のとおりです(尚、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

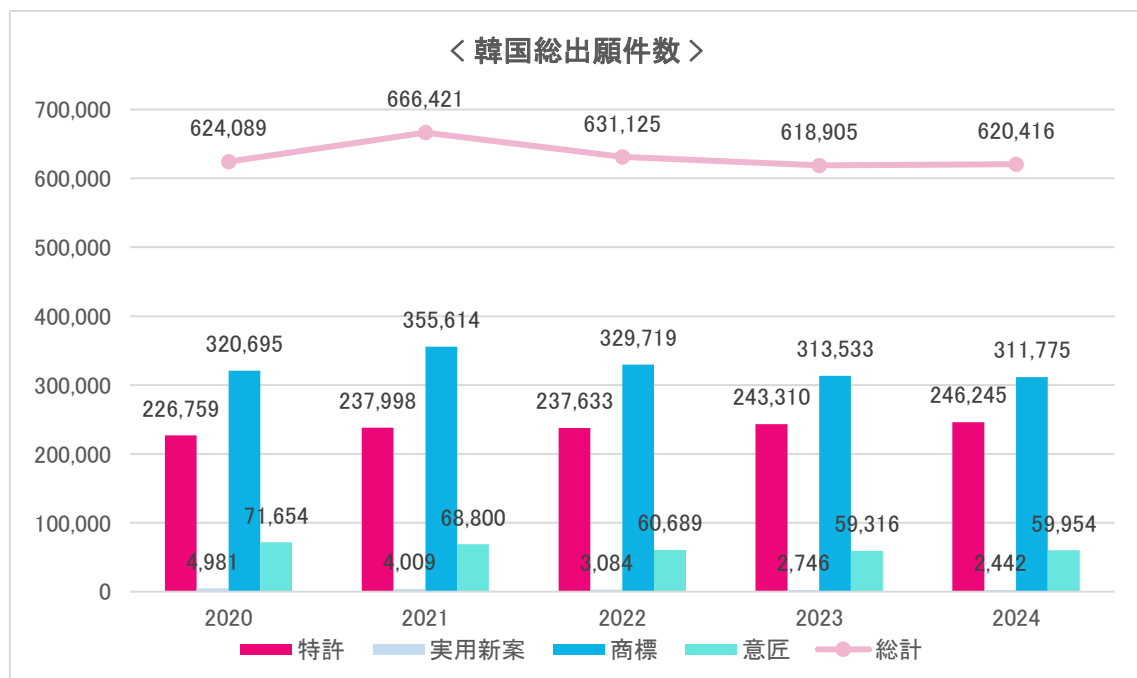
1. 出願統計

1) 韓国総出願統計

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2020	226,759	4,981	67,583	(71,654)	257,933	(320,695)	557,256	(624,089)
2021	237,998	4,009	64,787	(68,800)	285,821	(355,614)	592,615	(666,421)
2022	237,633	3,084	56,641	(60,689)	259,078	(329,719)	556,436	(631,125)
2023	243,310	2,746	55,335	(59,316)	255,209	(313,533)	556,600	(618,905)
2024	246,245	2,442	55,897	(59,954)	256,045	(311,775)	560,629	(620,416)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



※ 複数意匠、多類商標基準

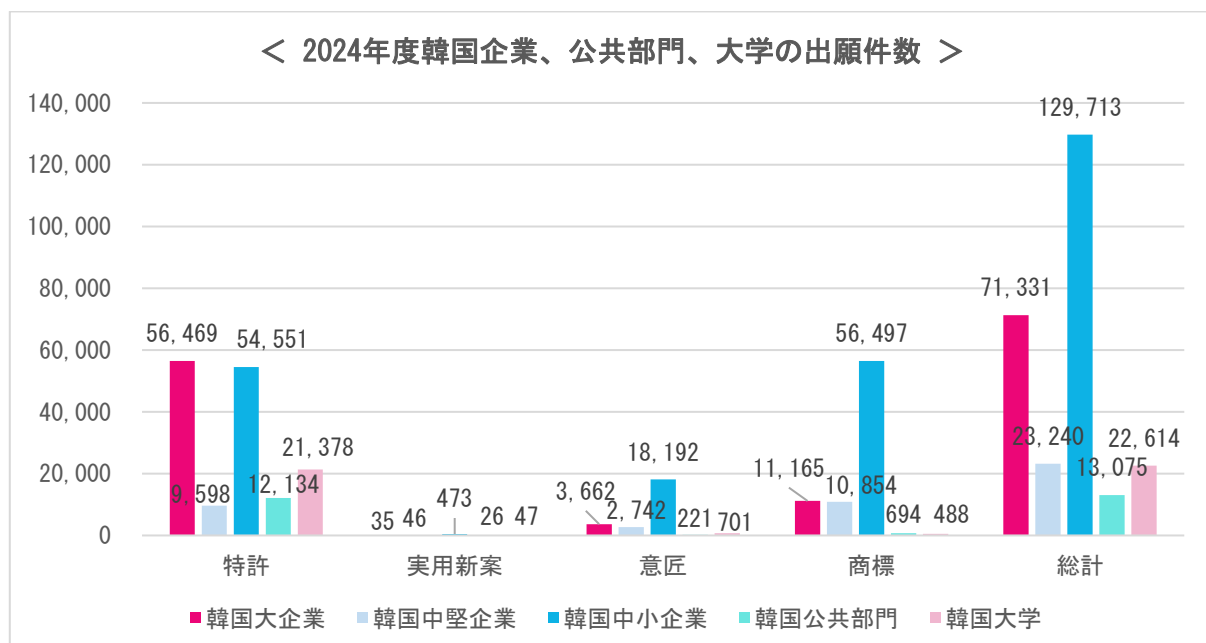
コメント：韓国内の最近5年間の出願件数統計をみると、特許及び商標出願が突出しており、特許よりも商標出願の方が多いた特徴です。特許出願は増加、商標出願は減少傾向にありますが、最近5年間特許出願は23万件前後、商標出願は31万件前後の高い出願件数を維持しています。商標出願の場合、微小な減少傾向にありながらも2024年度には311,755件(多類商標基準)の出願があり、特許庁全体の出願件数(620,416件)の約50%を占めています。

2) 韓国企業、公共部門、大学の権利別出願

■ 2024年度韓国企業、公共部門、大学の出願統計の主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	56,469	35	3,662	11,165	71,331
韓国中堅企業	9,598	46	2,742	10,854	23,240
韓国中小企業	54,551	473	18,192	56,497	129,713
韓国公共部門	12,134	26	221	694	13,075
韓国大学	21,378	47	701	488	22,614

※ 件数基準



コメント：2024年度の韓国内出願は大企業よりも中小企業が主導していることがわかります。特許出願の場合、大企業は56,469件、中小企業は54,551件で大差ありませんが、韓国内の大企業は100余社未満でしかないことを考慮するとこの出願件数は非常に高い出願率であると

いえます。商標出願の場合、中小企業が56,497件で圧倒的に多く、大企業の商標出願件数(11,165件)の約5倍の出願がありました。

3) 特許・商標・意匠出願上位韓国企業の現況（2024年）

■ 2024年の出願権利別、上位韓国企業の主要内容は次のとおりです。

[特許出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	特許
1	サムスン電子	電機及び電子	13,329
2	LG エナジーソリューション	二次電池	4,615
3	LG 電子	電機及び電子	4,390
4	サムスンディスプレイ	ディスプレイ	3,754
5	現代自動車	自動車	3,161
6	サムスン SDI	二次電池	2,904
7	LG ディスプレイ	ディスプレイ	2,181
8	LG 化学	化学	1,597
9	LG イノテック	電子部品	1,286
10	現代モータース	自動車部品	1,231

[商標出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

順位	企業名	業種	商標
1	LG生活健康	化粧品・生活用品	733
2	MUSINSA ムシンサ	通信販売	578
3	アモーレパシフィック	化粧品	494
4	Yanolja	レジャー・マーケット	441
5	ネクソン	ゲームソフト	357
6	イタリア・ジアレッティ	生活用品	344
7	JYPエンターテインメント	エンターテインメント	273
8	SMエンターテインメント	エンターテインメント	237
9	Paris Croissant	製菓	235
10	COSMAX	化粧品ODM	225

[意匠出願企業 上位10社] (※ 件数基準)

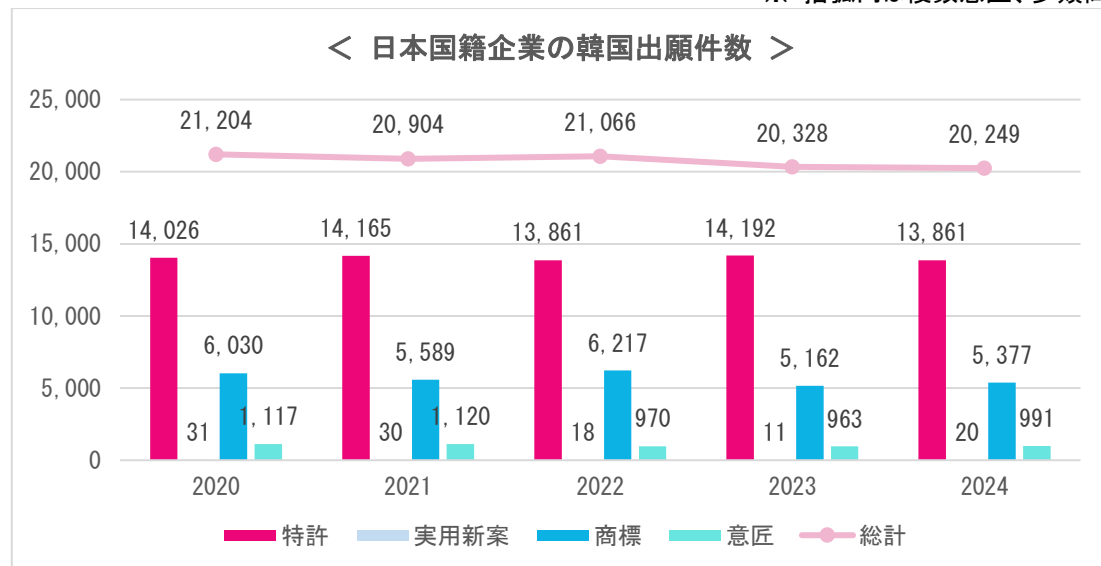
順位	企業名	業種	意匠
1	CJ	食品サービス業	532
2	LG 電子	電機及び電子	518
3	IICOMBINED (Gentle Monster)	眼鏡・眼鏡レンズ	416
4	サムスン電子	電機及び電子	391
5	G&Me	通信販売	375
6	現代自動車	自動車	305
7	Youngone Outdoor (The North Face)	衣服	208
8	LX Hausys	プラスチック製建具	188
9	MFEO	家具	146
10	POPCORN & KIKI	ストッキング・靴下	146

4) 日本国籍企業の韓国出願統計

直近5年間(2020年～2024年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2020	14,026	31	827	(1,117)	3,033	(6,030)	17,917	(21,204)
2021	14,165	30	825	(1,120)	2,880	(5,589)	17,900	(20,904)
2022	13,861	18	745	(970)	3,080	(6,217)	17,704	(21,066)
2023	14,192	11	776	(963)	2,723	(5,162)	17,702	(20,328)
2024	13,861	20	756	(991)	2,827	(5,377)	17,464	(20,249)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



コメント： 日本国籍企業の韓国出願は、特許、実用新案、意匠、商標のすべての分野において最近5年間の出願件数に大きな変動がありません。2024年度の日本国籍企業の韓国特許出願件数は計13,861件で、これは全体出願件数(17,464件)の約79%を占めており、特許出願が目立って多い傾向を見せていますが、この傾向は最近5年間継続して維持されています。

5) 特許・商標・意匠出願上位日本国籍企業の現況（2024年）

■ 2024年の出願権利別、上位日本国籍企業の主要内容は次のとおりです。

〔特許出願企業 上位10社〕（※ 件数基準）

順位	企業名	業種	特許
1	東京エレクトロン	半導体製造装置	610
2	半導体エネルギー研究所	半導体	549
3	日東電工	化学	442
4	トヨタ自動車	自動車	392
5	JFE スチール	鉄鋼	339
6	キヤノン	電気機器	339
7	信越化学工業	化学	284
8	住友化学	化学	229
9	レゾナック	化学	209
10	ソニーセミコンダクタソリューションズ	半導体、電子・電気機器	197

〔商標出願企業 上位10社〕（※ 件数基準、マドリード除く）

順位	企業名	業種	商標
1	トヨタ自動車	自動車	30
2	タナクロ	アパレル	24
3	花王	生活用品	24
4	デサント	アパレル	21
5	シマノ	釣り用具	20
6	サンリオ	卸売業	20
7	小林製薬	医薬品	18
8	グローブライド	スポーツ用品	17
9	株式会社三原商店	アパレル	14
10	石川県	地方公共団体	14

〔意匠出願企業 上位10社〕（※ 件数基準）

順位	企業名	業種	意匠
1	日本航空電子工業	電気機器	50
2	グローブライド	スポーツ用品	39
3	MTG	化粧品・健康用具	37
4	トヨタ自動車	自動車	36
5	タカラトミー	玩具	21
6	コーセー	化粧品	20
7	ファナック	電気機器	20
8	三菱電機	電気機器	19
9	SMC	機械	19
10	住友ゴム工業	ゴム製品	19

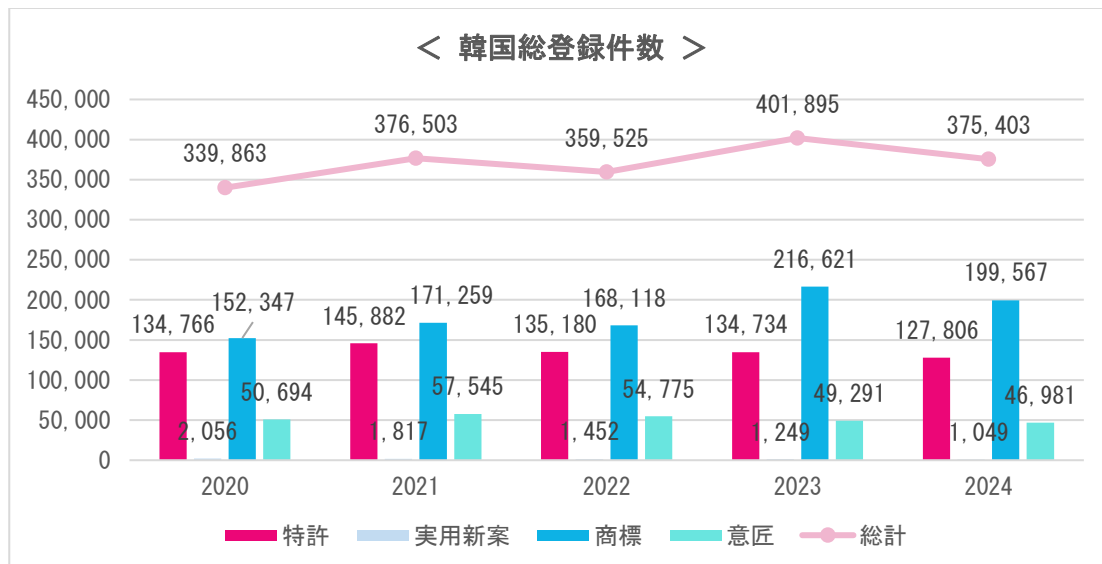
2. 登録統計

1) 韓国総登録統計

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2020	134,766	2,056	50,694	(50,694)	116,153	(152,347)	303,669	(339,863)
2021	145,882	1,817	57,545	(57,545)	136,629	(171,259)	341,873	(376,503)
2022	135,180	1,452	54,775	(54,775)	135,333	(168,118)	326,740	(359,525)
2023	134,734	1,249	49,291	(49,291)	173,989	(216,621)	359,263	(401,895)
2024	127,806	1,049	46,981	(46,981)	158,090	(199,567)	333,926	(375,403)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



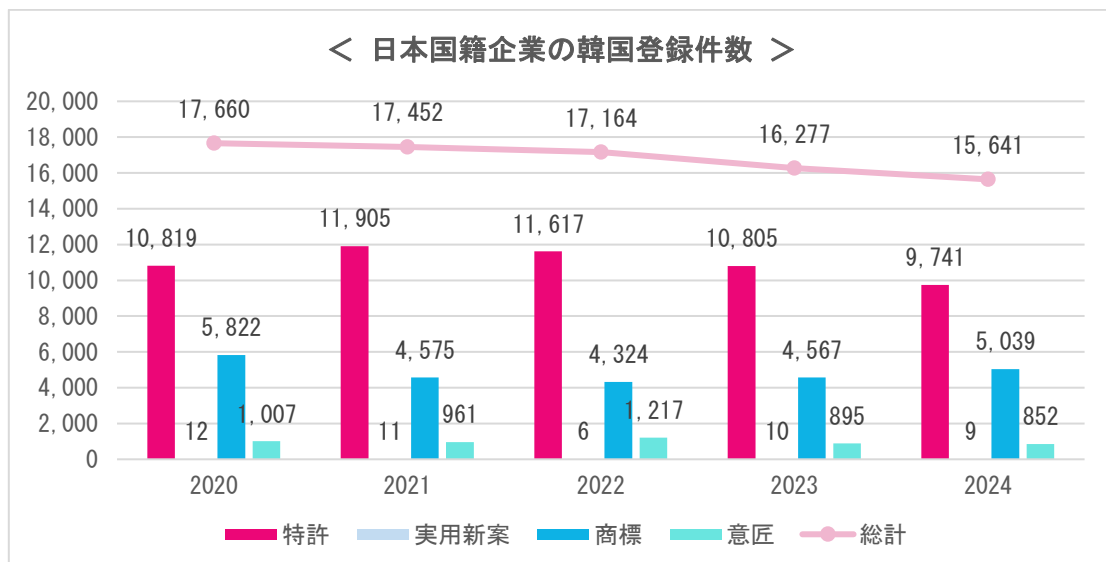
コメント：前出の最近5年間の韓国総出願件数統計において、韓国は特許及び商標出願が多く、特許よりも商標出願の方が多いう傾向にありましたが、同じ傾向が登録件数統計にも反映されています。ただし、最近5年間特許出願件数は微小な増加傾向にあったのに対し、登録件数はむしろ微小な減少傾向にあります。また、商標登録件数(多類商標基準)は2023年度に20万件を超え、2024年度にも199,567件で全体登録件数(375,403件)対比50%以上を占めています。

2) 日本国籍企業の韓国登録統計

直近5年間(2020年～2024年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2020	10,819	12	1,007	(1,007)	2,818	(5,822)	14,656	(17,660)
2021	11,905	11	961	(961)	2,269	(4,575)	15,146	(17,452)
2022	11,617	6	1,217	(1,217)	2,181	(4,324)	15,021	(17,164)
2023	10,805	10	895	(895)	2,391	(4,567)	14,101	(16,277)
2024	9,741	9	852	(852)	2,374	(5,039)	12,976	(15,641)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



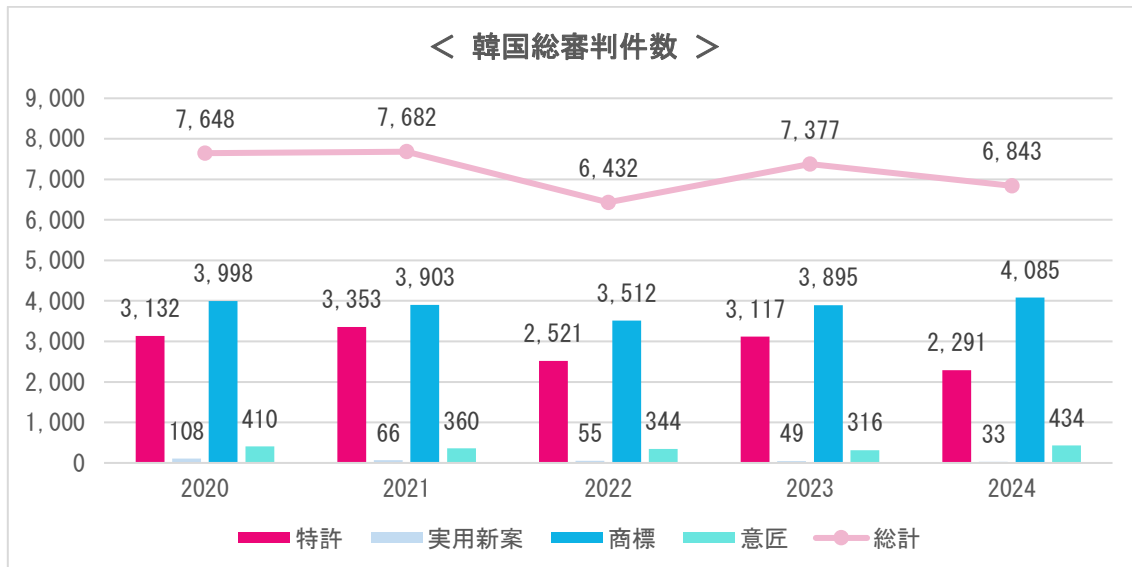
コメント： 日本国籍企業の韓国登録件数統計をみると、登録件数においては最近5年間特許登録が圧倒的に多いことがわかります。2024年度には最近5年間ではじめて1万件を下回り9,741件でしたが、それでも全体登録件数(15,641件)の約62%を占めており、こうした傾向は今後当分維持されることが予想されます。

3. 審判統計

1) 韓国総審判統計

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2020	3,132	108	3,998	410	7,648
2021	3,353	66	3,903	360	7,682
2022	2,521	55	3,512	344	6,432
2023	3,117	49	3,895	316	7,377
2024	2,291	33	4,085	434	6,843



コメント： 最近5年間の韓国における審判件数統計をみると、特許及び商標関連審判が多く、特許よりも商標の方が審判件数が多いという出願及び登録統計と同様の傾向にあることが分かります。2024年度の商標審判は4085件で全体審判件数(6843件)の約60%を占め、特許審判は2291件で全体の約33%を占めています。

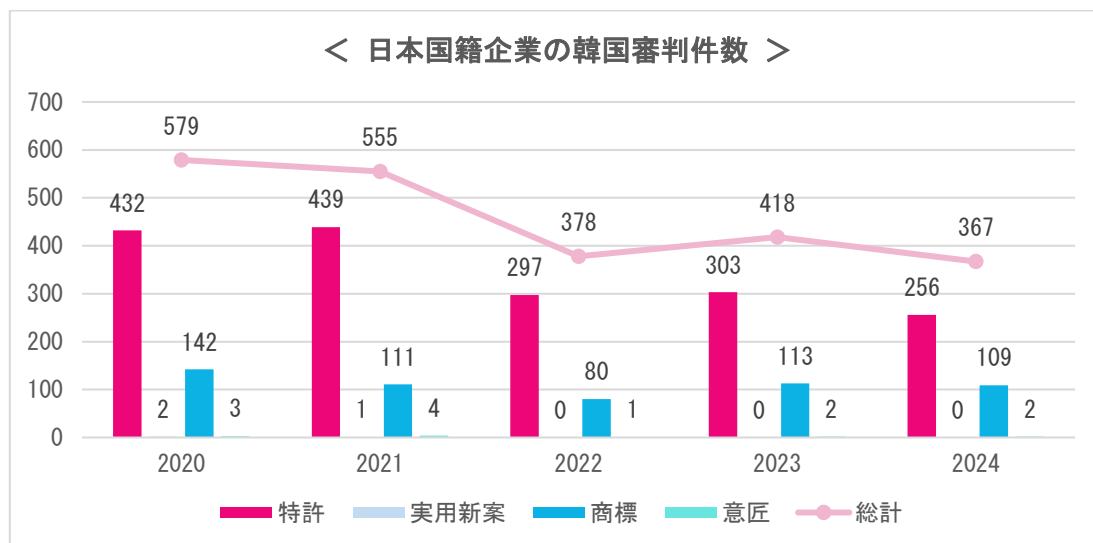
尚、2024年7月発行の特許庁知識財産統計年簿によれば、2023年の各知財別審判の認容率は特許：35.7%、実用新案：31.6%、意匠：49.9%、商標：76%でした。

2) 日本国籍企業の韓国審判統計

直近5年間(2020年～2024年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2020	432	2	142	3	579
2021	439	1	111	4	555
2022	297	0	80	1	378
2023	303	0	113	2	418
2024	256	0	109	2	367

※ 件数基準



コメント：最近5年間の日本国籍企業の韓国審判件数統計をみると、特許審判数が最も多く、出願・登録統計にみえた特徴がそのまま反映されていることが分かります。審判件数は2022年度以降減少傾向にあります。2024年の全体審判件数(367件)に占める特許審判件数(256件)の割合は70%以上を占めており、こうした傾向は最近5年間維持されています。

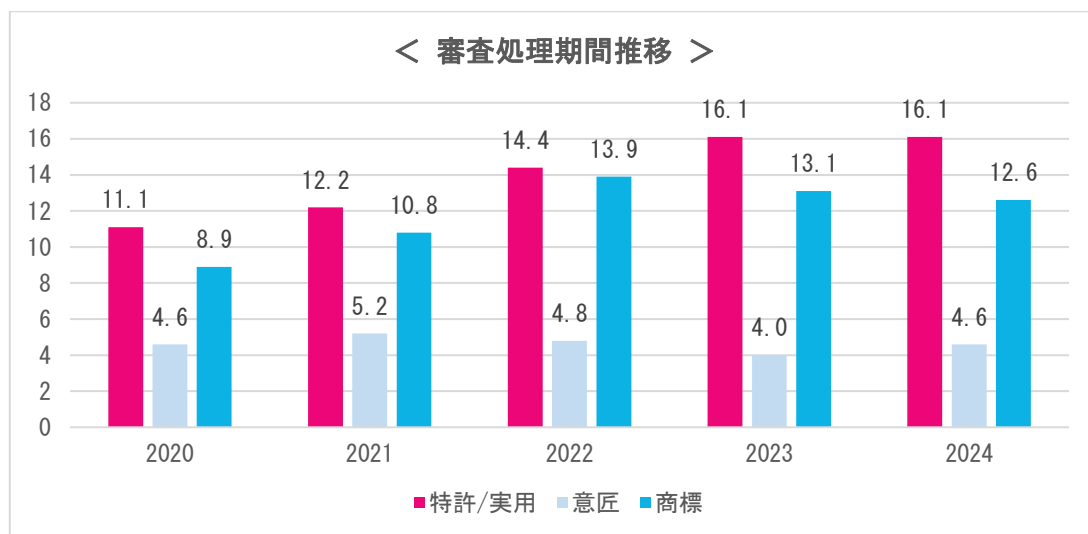
日本国籍企業の審判件数減少に関する公式的見解を確認できる資料はありませんが、日本国籍企業の場合、他国家に比べ先行技術調査／先行商標調査の依頼が非常に多い傾向がみられる一方、他国家とは異なり紛争件数は減少傾向にあるという当所実務の実体を考慮するとき、日本国籍企業の審判が減っている背景には、出願前に先行技術調査／先行商標調査を綿密に行い、紛争を事前に予防しようとする日本国籍企業の傾向が反映されているものと思われます。

4. 審査処理期間

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における特許／実用新案、意匠、商標出願に対する1次審査処理期間は次のとおりです。

区分	2020	2021	2022	2023	2024
特許/実用新案	11.1	12.2	14.4	16.1	16.1
意匠	4.6	5.2	4.8	4.0	4.6
商標	8.9	10.8	13.9	13.1	12.6

*1次審査処理期間対象(単位:ヶ月)



コメント：韓国における審査処理期間は依然として大幅な遅延傾向が続いています。これは審査官が不足しているにもかかわらず出願件数は継続的に増加している状況が改善されていないためです。特許庁は最近、審査期間の短縮のため 1) 優先審査(早期審査)基準の一部廃止(*専門機関への調査依頼)、2) 出願件数の多い卸・小売業(第35類)と飲食店業(第43類)のみを審査対象とする優先審査課の新設、3) 異議申立期間の短縮(2ヶ月 → 30日)等のさまざまな試みを行っていますが、累積した審査未着手案件の処理には相当な時間がかかると思われ、審査期間の短縮は容易ではないと思われます。

したがって、出願商標を現在使用中あるいは使用準備中である場合、優先(早期)審査を積極的に活用する必要があります。優先審査を活用する場合、約4ヶ月で審査結果を知ることができます。

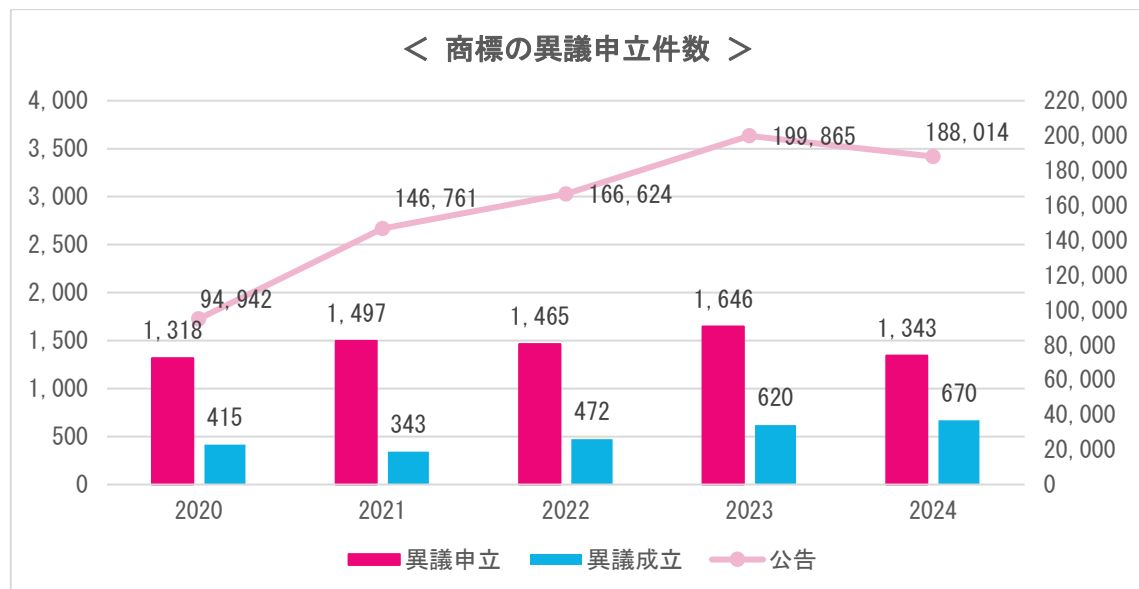
* 韓国の優先審査制度には申請のための要件があり、当該要件を満たしていなければ優先審査申請が認められませんが、その要件のひとつに‘専門機関に対する調査依頼’がありました。この‘専門機関に対する調査依頼’を通した優先審査申請は調査手数料さえ納付すれば可能なため、優先審査申請に際し最も多く利用されていましたが、特許庁は審査遅延の解消のために、2024年1月1日からこの要件を廃止しました。

5. 商標の異議申立統計

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における公告商標、異議申立及び異議成立の認容現況は次のとおりです。

区分	2020	2021	2022	2023	2024
公告	94,942	146,761	166,624	199,865	188,014
異議申立	1,318	1,497	1,465	1,646	1,343
異議成立	415	343	472	620	670

※ 件数基準



※ 件数基準

コメント： 商標異議申立の場合、出願公告件数対比異議申立件数は毎年減少傾向を見せています('20年：1.4%、'21年：1%、'22年：0.9%、'23年：0.8%、'24年：0.7%)。これは模倣商標出願が審査段階で積極的に拒絶される傾向が反映されたものと思われ、正当な商標使用者に対し適切な保護を提供しようとする特許庁の政策的な方向と合致した統計と考えられます。

さらに、異議申立の成功率をみると '22年は32%、'23年は38%、'24年は50%となっており、'20年～'21年の平均27%に比べ相当高くなっています。これは、自身の権利確保のため商標権者が他人の出願公告をモニタリングして、その登録を阻止するため積極的な措置を取っていることの現れであり、公告制度を通して公衆による合理的な審査がなされていることを示唆しているものと考えられます。

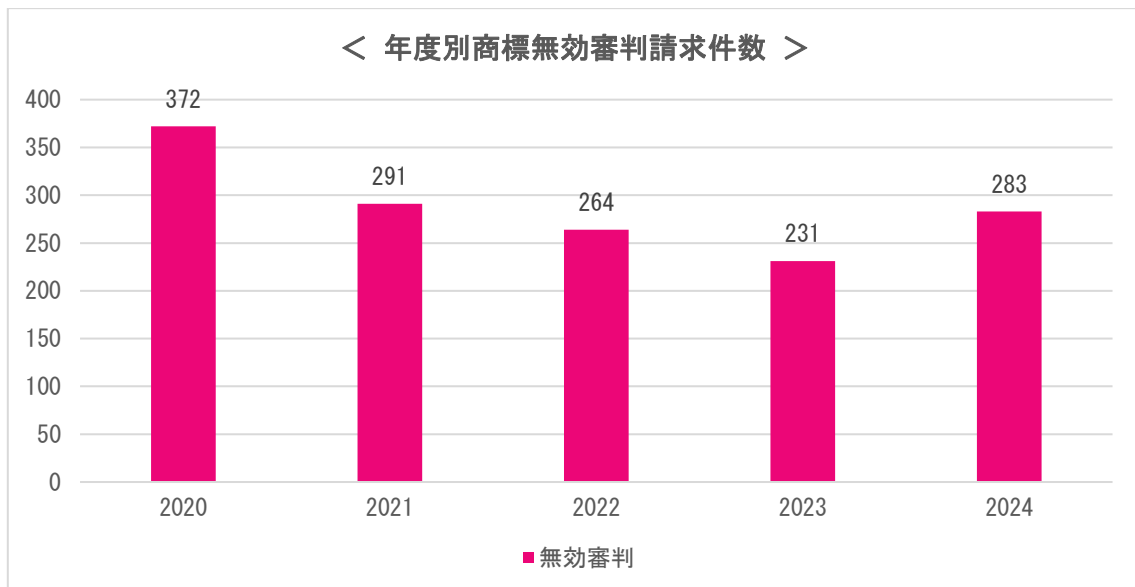
このように、商標権者には自身の権利確保のため、第三者の出願商標をモニタリングする等

の積極的な姿勢が今後ますます求められるものと思われます。

6. 年度別商標無効審判請求現況

直近5年間(2020年～2024年)の韓国における商標無効審判の件数は次のとおりです。

区分	2020	2021	2022	2023	2024
無効審判	372	291	264	231	283



コメント： 無効審判請求件数は最近継続的に減少傾向にありましたが、2024年には前年対比約23%増加して283件となりました。しかし、改正商標法により2025年7月から異議申立期間が短縮(2ヶ月→30日)されることを受け、無効審判件数は今後増加することが予想されます。

尚、2024年7月発行の特許庁知識財産統計年簿によれば、2023年の商標無効審判 231件のうち、全部認容は52%(121件)、棄却は38%(88件)となっています。

Ⅱ. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説

1. 履物形状に関する立体商標に対し識別力が認められず拒絶された事例



【基本情報】 特許法院 2024. 4. 25. 宣告 2023ホ13148 判決【拒絶決定(商)】

【事件の概要】

特許庁は、本件出願商標(出願第40-2019-0169723号)は履物などの一般的な形状を普通に使用する方法で表示した商標であり、需要者が誰の業務と関連した商品を表示した商標なのかを識別できないので、商標法第33条第1項第3号及び第7号に該当する拒絶理由があり、商標法第33条第2項の使用による識別力を取得したともいえないとして拒絶決定した。

これに対し出願人は特許審判院に拒絶決定不服審判を請求したが、特許審判院は特許庁と同一の理由により出願人の不服審判請求を棄却する審決をくだした。

【判決要旨】

出願商標は取引社会にて、その指定商品である履物と関連し、特にスリッパに一般的に使用される形状であるか、そのような一般的な形状に履き心地や安定性などの機能性の強化を目的とした変化を加えたものにすぎず、異例的または独特な形状による特徴を備えたものとはいえない。また、原告が提出した証拠のみでは出願商標がその指定商品の全部に関して使用による識別力を取得したと認めるには足りず、他にそのことを認めるだけの証拠もない。

【本判決に対するコメント】

有名履物メーカーであるビルケンシュトック(BIRKENSTOCK)が履物形状自体について商標登録を受けようとしたましたが、どれだけ有名であったとしてもビルケンシュトックの履物形状はスリッパに一般的に使用される形状にすぎず、使用による識別力を取得したともいえないとして、その登録が拒絶された事例です。このように立体的形状自体を商標として権利確保することが難しい場合には、意匠保護法又は不正競争防止法による保護を試みることをお勧めします。

ただし、一般的な形状のスリッパであればやはり韓国でも意匠登録は難しいといえます。しかし、出所表示として認識されていないとしても(商標として機能していないとしても)、意匠登録要件を備えた立体形状については、意匠保護法により登録を受けることをお勧めします。

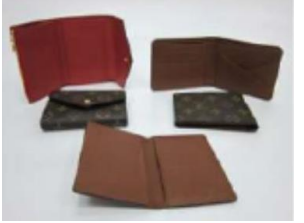
不正競争防止法の保護を受けるためには少なくとも、(i) 出所表示として国内に知られているか(不正競争防止法第2条第1号ガ目)、(ii) 相当の投資と努力によりつくり出された成果(不正競争防止法第2条第1号タ目)に該当しなければなりません。一般的な形状のスリッパや、商品の機能を確保するために不可欠な形態は韓国でも不正競争防止法による保護は難しいといえます。

しかし、今回の事件ではビルケンシュトックは履物形状について商標法上登録を受けられませんでした。しかし、ビルケンシュトック製品と同一な製品を意図的に模倣して不正競争行為をした場合(つまり、意図的にビルケンシュトック製品と誤認・混同させる目的で同一な製品を製造販売し、需要者がビルケンシュトック製品と誤認・混同して購入する状況が発生した場合)、不正競争防止法第2条第1号ガ目乃至タ目が適用される可能性を排除することはできません。ただし、これに対する明確な判例は出ていないので、断定することもできないことをお断りしておきます。

2. 既存の有名製品の原材料をそのまま使用してリフォーム/リメイクすることは、商標権侵害に該当すると判断した事例

【基本情報】 特許法院 2024.10.28.宣告 2023ナ11283判決【商標権侵害禁止等】

【事件の概要】

リフォーム前の製品形態	リフォーム後の製品形態
	
	



原告は登録第330235号 “” および登録第109060号 “” (以下‘本件商標’とする)を保有しており、1896年頃の創案以来、原告のかばん、財布等の商品に本件商標を使用し国内外に広く知られていた。被告は2017年頃から2021年頃まで、原告製品を購入した消費者の注文により、本件商標が外部に表示されたかばん(上記リフォーム前製品)の提供を受け、その原反、金属部品などの原材料を利用して、個数、大きさ、容積、模様、形態、機能等が異なる上記リフォーム後の製品形態のかばんや財布を製作し、一定の対価を受取って消費者に渡していた。

【判断の要旨】

1. 被告がリフォームにより製作した製品の商品性 (肯定)
2. 被告は原告の商標を使用したか (肯定)
3. 被告は業として原告の商標を使用したか (肯定)
4. リフォーム後製品に表示された原告の商標には出所表示機能があるか (肯定)
5. リフォーム後製品はリフォーム前製品との同一性を害する程度に加工されたものか (肯定)
6. リフォーム前製品を購入した消費者の権利等に照らし、本件リフォームは違法ではない正当な行為に該当するか (否定)

かばん修繕業を営む被告が、原告の商標が表示された中古かばんを分解し、その原反などを原材料として使用してデザインの全く異なるかばんを生産(いわゆる名品リフォーム)し、それに原告の商標をそのまま表示した事件であり、被告は自身の業務と関連して原告の商標を無断で表示して消費者に引き渡すことで、原告の商標権を侵害しており、消費者がかばんをカスタマイズするためには修繕業者の手を借りる必要があったという事情があったとしても、かばんの個

数、大きさ、模様、形態等がリフォーム前に比べてひどく変更されている点、‘リフォームである、再生品である’等の表示をして出所誤認を防止することができたにもかかわらずそうしなかった点等に照らしてみると、被告のなした行為には違法性が認められるとして、被告には商標権侵害禁止及び損害賠償の義務があると判断された。

【本判決に対するコメント】

一般的に個人がかばん製品等を修理、修繕する場合には商標権侵害は成立しません。しかし、本件被告は単に製品を修理、修繕したわけではなく、有名製品をリフォームすることをオンライン等で積極的に広告しており、自身の売場にはリフォーム製品のサンプルまで製作して陳列し広報していました。そのため特許法院は、リフォームした製品に表示された商標にも依然として出所表示機能があり、リフォーム前製品との同一性を害する程度に加工することは新しい商品の生産に該当するので、商標侵害が成立すると判示しました。

原則的に製品を購入すると消尽理論が適用され、商標権者が自身の商標が表示された商品を譲渡した場合には、当該商品に対する商標権は消尽され、その後は当該商品に対し商標権を主張することはできません。しかし、被告によるリフォームは単なる修繕ではなく、リフォーム前の製品の同一性を害するほどに加工し、それとは全く異なる新しい商品を生産したもので、商標権者はリフォーム後の製品に対し商標権を主張することができると判断したものです。

商標侵害が成立するためには、商標を‘業として’使用していなければなりません。純正品を購入した自身がリフォームした場合には商標を業務(商行為)と関連して使用したわけではない(即ち、他人にサービスを提供したり、代価を受けたわけではない)ので、商標侵害は成立しません。しかし、本判例は、被告が次のように名品をリフォームしたものをインターネットや売場で積極的に広告していたため不正な目的が認められ、商標侵害が認められた事例です。したがって、不正な目的のない一般的な修繕に対してはこのような判断はなされないと思われます。



このように、既存の有名製品をリフォーム/リメイクする際、既存の商標をそのまま使用して露出させる行為には商標権侵害が成立するので注意が必要です。

ご参考までに、純正品の購入者に対しては訴が提起されませんでした。したがって、リフォームを注文した者が商標侵害に該当するかどうかについては明確な判示はありませんが、リフォームを注文した者が商標を‘業として(業務上または商行為と関連して)’使用した行為がなかったため、商標侵害が成立するのは難しいと思われます。

3. 他人の意匠を模倣したことに対し、侵害認定、使用禁止及び損害賠償が認められた事例

[基本情報] 特許法院 2024. 8. 29. 宣告 2022ナ2305(本訴), 2022ナ2312(반소) 判決 [デザイン権侵害禁止等請求の訴、物品代金]

[事件の概要]

本件 登録意匠	 [前面写真]	 [横面写真]	 [後面写真]
本件 被告製品	 [前面写真]	 [横面写真]	 [後面写真]

原告は上記本件登録意匠の意匠権者であり、被告との間にコンビニエンスストアなどで販売される小売店用飲食物などの商品供給契約(以下‘本件商品供給契約’とする)を締結した。

具体的には、原告は2018年9月頃から2019年5月頃まで、本件登録意匠を実施した製品(餅にくるんだソーセージ4つを串にさしたもの、以下‘本件原告製品’)を被告に注文し、被告から本件原告製品の納品を受けてこれを販売した。本件商品供給契約は2019年5月31日に終了したが、被告は契約終了後にも本件登録意匠と類似する上記本件被告製品を生産・販売していた。これに対し、原告が意匠権侵害等を理由に侵害禁止及び損害賠償請求をした。

[判断の要旨]

特許法院は、「両意匠はいずれも、①一定の大きさの餅に穴をあけ、その中にソーセージを挿入したもの4つを並べて木製の串に刺したものである点、②餅の両側からソーセージがはみ出している点、③ソーセージ及び餅の幅、厚さが類似しているため、本件登録意匠と本件被告製品

の意匠を全体として比較・観察するとき、これを見る者の心に喚起される審美感と印象が類似すると判断することが妥当である」とし、本件登録意匠と本件被告製品の意匠は類似するので、被告が本件被告製品を生産または販売する行為は原告の意匠権を侵害する行為に該当するとし、原告の侵害禁止及び損害賠償請求を認めた。

[本判決に対するコメント]

被告は原告との契約が終了したにもかかわらず、原告製品と類似する製品を継続して生産し、これを販売していました。契約を通して知ることになった製品の形状、意匠等と同一または類似する製品を、契約終了後にも製造または販売する行為は、他人の意匠権、商標権の侵害違反になるおそれがあるので、十分な注意が必要であり、他人の製品意匠を模倣または参考にする場合、意匠権侵害違反とならないように、製品を市場に出す前に先行意匠調査を実施する等して、意匠権を確保しておく配慮が重要です。

Ⅲ. 直近2年間の知財法制、審査実務等のトピックス

1. 韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延

昨年度レポートでも報告したように、コロナ(COVID-19)のパンデミック期間中に韓国における商標出願件数は急激に増加し、審査官の不足により審査未着手の出願が累積し、商標審査処理期間が遅延している。2015年に4.4ヶ月だった審査処理期間は2022年には13.9ヶ月と1年を超えた。2023年は13.1ヶ月、2024年は12.6ヶ月と小幅な短縮はみられるが、依然として状況は改善されていない点に留意する必要がある。

こうした審査処理期間の遅延にともない、最近韓国では優先審査申請の割合が高まっている。優先審査が導入された2009年当時は、全体出願に占める優先審査申請の割合は3.8%に過ぎなかったが、コロナ期を経て2022年には13.2%、2023年には13.6%と継続して増加傾向にあり、この傾向は当分の間続くことが予想されている。

特許庁は、商標権紛争が頻繁にあるだけでなく、景気に敏感に反応するためいち早く審査結果を提供する必要がある卸・小売業(35類)、飲食店業(43類)分野の優先審査を専門的に担当する“サービス商標優先審査課”を新設したり、商標出願に対する異議申立期間を短縮する等、審査遅延状況を改善するためにさまざまな努力をしている。

優先審査は、①出願人が商標を指定商品の一部又は全部に対し使用中又は使用準備中である場合、②条約による優先権主張の基礎となる出願をした場合等の一定要件を満たせば、他の出願件に優先して審査を受けることができる制度であり、優先審査対象となれば申請から4ヶ月程度で審査結果を確認でき、時間を大幅に短縮できるので、依然として審査期間の遅延が続いている現状において、迅速な権利確保が求められる場合には、出願人は優先審査を積極的に考慮する必要がある。但し、大韓民国を指定した国際商標登録出願は優先審査の対象とはならないので、この点には留意する必要がある。

[参考] 国際商標登録出願は優先審査対象ではなく、また、その審査期間を短縮する方法も特にないが、迅速な登録が必要な状況であれば、韓国に別個に出願し、これに対して優先審査を請求する方法が適切である。

2. 商標異議申立期間の短縮 2ヶ月から30日へ

特許庁は、商標異議申立期間を短縮する商標法一部改正案が2024年12月27日に国会本会議を通過したと明らかにした。この改正により異議申立期間が現行の2ヶ月から30日に短縮され、商標出願審査の終結と商標の権利化過程が大幅に早められる見通しだ。

商標異議申立制度とは、出願公告された商標に対し誰もが拒絶理由があることにもとづき出願

商標の拒絶決定を要求することができる制度だ。現行の異議申立期間は出願公告日から2ヶ月とされており、利害関係の有無にかかわらず誰もが(商標法第60条第1項)、出願商標に拒絶理由(商標法第54条)があることを理由に異議申立することができる。異議申立期間は変更(期間延長)できないので、異議申立人は同期間内に必ず具体的な理由を記載した異議申立書を提出しなければならないが、これが間に合わない場合、同期間内に異議申立の趣旨のみを記載した異議申立書を先に提出しておけば、具体的な理由については異議申立期間後にこれを補正することのできる異議補正期間(30日)が認められる。

今回の改正案は2025年7月に施行の予定であり、商標出願人には迅速かつ安定的な商標権確保の機会を提供することが期待されている。[これは日本の中小企業等についても同様に適用され、](#)異議申立期間が30日に短縮されるだけに、韓国代理人事務所に類似商標出願モニタリングを依頼する等積極的な対応によって、期間を逃すことなく対応するよう注意する必要がある。

3. 商標:懲罰的損害賠償額の限度を引き上げ

“特許法”及び“不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律”における懲罰的損害賠償額の限度を従来の3倍から5倍に引き上げる改正案が2024年8月に施行されたのに続き、2025年7月22日から商標権、意匠権を‘故意に’侵害した場合の懲罰的損害賠償の限度額も従来の3倍から5倍へと引き上げられることになった(商標法第110条第7項、意匠保護法第115条第7項)。これは悪意な商標権・意匠権侵害を防止し、被害救済の実効性を確保するための措置だ。

実際に特許庁の国内オンライン模倣品モニタリング取締り支援の実績をみると、2020年の137,382件から2024年には272,948件と、わずか5年にして2倍に増加するなど、模倣品の流通が急激に増加しており、より強力な権利保護が必要な状況となっている。

5倍の懲罰的賠償は主要国家と比較してみても最も高い水準だ。日本は商標権・意匠権侵害に対する懲罰的損害賠償制度がなく、アメリカは意匠権侵害に対し最大3倍までの懲罰賠償をしているが、商標権侵害に対する懲罰的損害賠償制度はない。

商標を‘故意に’侵害した場合、懲罰的損害賠償が適用されるので、侵害品をみつけたら積極的に警告状等を発送するなどして、相手方の故意を立証することが重要だ。

[参考] 故意の立証に有効な証拠の具体例

商標法第112条によれば、商標に登録商標であることを示す®表示をしておく場合、侵害者に対する故意が推定される。また、内容証明を発送した後の使用に対しては故意による商標侵害が成立する。

4. 商標共存同意制度施行

2024年5月1日、韓国特許庁は先登録(出願)商標の権利者が標章及び指定商品が同一な後出願商標の登録に同意する場合、商標登録が可能とする商標共存同意制度が施行された(商標法第34条第1項第7号、商標法第35条第1項)。

これまでは同一・類似する先登録商標または先出願商標が存在する場合、後出願商標は登録が拒絶され、アサインバック(商標の一時譲渡・移転)等を通して後出願商標を登録し使用するしかなかった。

最近拒絶された商標の40%以上が同一・類似する先登録商標の存在を理由としており(※参考)、そのうち80%の出願人が中小企業及び零細企業であることを考慮するとき、商標共存同意制度の導入はそのような中小企業や零細企業の自由な商標使用を促進し、商標権関連紛争を未然に防止する等、企業経営にも寄与するものと思われる。

尚、日本でも同様の制度が導入されているが、日本の場合「先登録または先出願商標との出処混同のおそれのないこと」が要件とされているのに対し、韓国の共存同意制度はそのような要件なしに、先登録または先出願商標権者の承諾(同意)さえあれば登録になる点に大きな差がある。

※(2022年度韓国国内審査基準) 全体拒絶件数=48,733件、先登録による拒絶件数=19,651件

5. 意匠保護法:真正創作者記載のための創作者訂正制度改善

創作者ではないものを創作者として追加する等の悪用を防止するため、創作者訂正制度が改善された。審査が終結した場合、創作者訂正を一部制限し、設定登録後にのみ要求されていた証明書類を審査官の審査過程にも提出させるようにした。出願人は登録決定から設定登録前までは創作者を追加することができず、創作者の名前変更、単なる誤字、住所変更等、創作者の同一性が維持される場合にのみ創作者を訂正することができる。また、審査手続き中に創作者を訂正する場合には、①訂正理由を記載した説明書、②出願人及び創作者が署名または捺印した確認書類を提出しなければならない。該当意匠保護法施行規則の一部改正令は 2025年2月12日から施行されている。

(訂正前) 創作者: 甲、乙 → (訂正後) 創作者: 甲、甲、丙 ☞ [確認書類] 意匠登録出願人及び乙、丙の署名/捺印が必要

6. 関税庁:2023年上半期オンライン流通を目的として不正に輸入された物品200万点を摘発

関税庁は、2023年度上半期のみでオンライン販売を目的として搬入して摘発された不正輸入された物品が約200万点、300億ウォン相当にのぼると明らかにした。摘発された不正輸入物品に

は有名商標を偽造したかばんや衣類等、知識財産権侵害物品が含まれている。摘発された物品のオンライン流通先は、個人間取引が活発なオープンマーケット(インターネットで販売者と購買者を直接連結し自由に物品を売り買いできるサイト)が39%、SNSが30%を占めている。

業者が‘正品かばん輸入申告証明証’などを虚偽に付着して販売する場合、国内流通段階では一般的に侵害物品の取締りが難しい問題がある。そのため、侵害物品を効果的に取締るためには関税庁に商標権を申告(登録)し、国内流通以前の通関段階で措置をとることが最も効果的だ。関税庁に登録商標を申告する場合、**侵害物品**識別のための資料(真正商品のカタログ、写真等)を提出することができ、侵害可能性のある輸入業者、海外供給者等も記載することができる。

※ 韓国では関税庁に権利侵害の蓋然性に対する疎明の必要はなく、税関登録すれば該当商標の侵害品の取締りが行われます。ただし、税関登録とともに、侵害可能性のある特定業者や会社を登録するためには、該当業者又は会社が侵害行為をなしたという法院(裁判所)の判決が必要となります。

関税庁は、今後も海外直接購買の活性化に便乗し、国民の健康と社会安全を脅かす不正輸入物品が搬入されないよう国境及び水際対策を徹底していく方針であると明らかにした。侵害物品が韓国内に流通する前に、国境及び水際段階で措置を取ることができるよう関税庁に登録商標を申告(登録)することが望ましい。

IV. 日本中小企業に有益な知財権関連情報

1. ゼリーの形状を立体商標として登録を受け、権利を保護した事例

商標権者の商標	類似商標
	

当所顧客H社は、S社が運営するカフェにてH社のゼリーと類似するクマのゼリーが販売されていることを発見した。H社はクマのゼリーの形について韓国特許庁に登録商標権を保有していたので、商標権侵害にもとづき使用中止を要請する内容証明をS社に発送すると、S社カフェは韓国でのクマのゼリーの販売を中断した。商標や立体的形状などについてその権利を確保するためには、商標や意匠を出願して権利を確保しておくことが重要である。

韓国商標法第2条第1項第2号によれば、“標章”とは記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラフ、動作または色彩などで、その構成や表現方式に関係なく商品の出所を表すために使用されるすべての標示を意味する。下記のように典型的な一般商標以外にも、非典型的商標としても登録を受けることができるので、積極的に商標権を確保することを多角的に検討することを提案したい。

【一般商標と非典型的(新しいタイプの商標)】

一般商標	 ,  ,  , 	
色彩のみからなる商標	 (商標登録第40-1183777号)	 (商標登録第40-1917855号)
立体商標	 (国際登録商標、登録第1071619号)	 (商標登録第40-1649808号)
位置商標	 (商標登録第40-1031206号) (三本線の位置に対する権利を取得)	
音商標	 (商標登録第40-1021202号) (D b , D b , G b , D b , A b からなる音の配列で構成)	

ホログラム 商標	 (商標登録第41-0354050号)
動作 商標	 (商標登録第40-1383204号)  (商標登録第40-1113712号)  (商標登録第40-1603919号)  (商標登録第40-2211361号)

2. 日本A社の蚊除け剤模倣品による商標権侵害事件

最近韓国のオン/オフライン売場などでは、中国で製造された模倣品が広く販売されている。模倣品の精度は日を追ってあがっており、販売者も‘正品’または‘並行輸入製品’とだまされて販売し、消費者レベルでは真偽判断が難しく被害を受け、真正な権利者も販売量が減少する等の損害を被っている。

実際に日本のA社製品の模倣品が発見された際、その韓国代理人が i) オンライン偽造商品モニタリングを実施して、ii) 模倣品販売会社に警告状を発送し、ii) NAVER、Coupang などのオンラインプラットフォームに対して権利侵害申告をして該当リンク(ページ)の削除を要請し、これを削除させた事例があった。

このような韓国での模倣品販売に対しては、次のような措置をとることができるが、これらの措置をとるためには、何よりも先に商標権を確保しておくことが重要だ。

- 1) オンラインによる模倣品モニタリング
- 2) 使用中止を要請する警告状の発送
- 3) NAVER、Coupang等のオンライン販売プラットフォームに対する権利侵害申告
- 4) 税関に商標登録をし模倣品輸入時に差押え
- 5) 産業財産権紛争調停委員会(ADR)を通した調停手続き(調停手続きは訴訟手続きに比べ費用がかからず、時間も短縮できる効果があり、調停手続きによって侵害行為の禁止及び損害賠償額を定めることができる)
- 6) 民事上の使用中止及び損害賠償請求、刑事上の特許庁特別司法警察への告発

3. AI（人工知能）は発明者として認められるか

AIを発明者として記載した出願の適法性に対する各国特許庁及び司法部の判断が、続々と最終結論に至っている中、現在までのところ韓国特許庁と(行政)法院も他国と同様に、特許出願の発明者は自然人でなければならないので、AIを発明者として記載した出願は適法でないという立場だ。これと関連して韓国特許庁は、2023年7月から約2ヶ月間、産業財産権分野におけるAIに対する国民の認識を問う対国民アンケートを実施し、その結果を発表した。当該アンケートは一般国民が参加する一般人用と、AI専門家(アンケート参加者の約50%が弁理士)が参加する専門家用とに区別され、多少内容を異にして行われた。

AIが発明にどの程度寄与できると思うかに関するアンケートで、AIは人間の介入がなくても自ら技術的問題を認識し解決できる水準にあると答えた一般人は13%、専門家は2%のみだった。また、人間と共に技術的問題の解決に寄与できる水準にあると答えた一般人は70%だが、専門家は32%に過ぎず、専門家に比べ一般人のほうがAIの能力を高く評価していた。

また、AIがした発明の保護程度を問うアンケートに、保護は必要ないと答えた一般人は25%、特許よりも低い水準で保護すべきであるとした一般人は50%にも達した。一方、専門家にはAIがした発明の保護が必要であることを前提として、その保護期間を聞いた。その結果、「5年」と答えた専門家が36%、特許と同じ水準の「20年」と答えた専門家が34%でほとんど同一だった。専門家のほうが一般人よりもAIがした発明の保護に積極的であることが分かる。

専門家用アンケートでは、AIを発明者と特許権者として認めることができるかについて追加質問した。まず、AIを発明者として認めるとする意見は39.2%。さらに、これを認める専門家にAIを発明者として記載する適切な方式を問うと、特許出願明細書にAIが発明に寄与した過程を詳細に記載する方式が適切とする意見が35.3%、AIを共同発明者として記載する方式が33.3%、AIを活用した発明者を記載する方式が25.3%と、記載方式については様々な意見があった。

また、AIが特許権を所有できるようにすることに対しては、専門家の75.6%が反対の立場を示した。AIが発明に一部でも寄与した場合、当該特許権は誰に付与されるべきかを問うアンケートには、AIに発明させたAIの使用者に権利が付与されるべきだという意見が50.5%、AIの開発者が22.7%、AIの所有者が16.2%となった。

このように専門家は一般人に比べAIの能力を低く評価する傾向を示しているが、その専門家の約40%がAIを発明者として記載することには賛同している。AIの能力が高度化していくにつれてこの比率はさらに高くなっていくものと予想される。